

平成20年12月9日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局	局長	末次隆裕
次	長	黒川和広
議事係	長	川久保和幸
議事係	員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者	副市長	古	賀	滋
副市長	市長	大	田	芳
教育部長	部長	浦	郷	健
総務部長	部長	大	庭	敏
企画部長	部長	角		雅
営業部長	部長	前	田	勝
くらし部長	部長	國	井	尾
こども部長	部長	藤	崎	尾
まちづくり部長	部長	松	尾	郷
山内支所長	支所長	永	尾	森
北方支所長	支所長	浦	郷	古
会計管理者	管理者	森		宮
教育部長	部長	古	賀	下
水道部長	部長	宮	下	藤
市民病院事務長	事務長	伊	藤	田
総務課長	課長	山	田	原
財政課長	課長	久	原	口
企画課長	課長	橋	口	宅
選挙管理委員会事務局長	事務局長	大	宅	野
監査委員事務局長	事務局長	吉	野	村
農業委員会事務局長	事務局長	西	村	益

議 事 日 程 第 1 号

12月9日（火）10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		議長の諸報告
日程第4		職務代理者副市長の提案事項に関する説明
日程第5		教育長の教育に関する報告
日程第6	決議第1号	暴力団等による暴力の根絶に関する決議（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7		議員 宮本栄八君に対する懲罰の動議（趣旨説明・一身上の弁明・質疑・懲罰特別委員会設置付託）

開 会 10時5分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまから平成20年12月武雄市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に市長職務代理者副市長から提出されました第113号議案から第116号議案までを一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、去る11月21日、26日、27日、12月8日の計4回、議会運営委員会を開催し、協議をお願いしたところでございます。

特に一般質問の日程については、市長の在職のときに行うべきであるとの意見、市長職務代理者のときでも一般質問はできるのではないかとの意見、市長が欠けているときは一般質問は行われていない他の自治体の例等の意見が出され、議論を重ねてきたところであります。

特に昨日、12月8日の議会運営委員会には、日程案を諮問いたしましたが、十分な話し合いの上、できる限り全会一致で結論が出ることを期待いたしたところでございますが、全会一致を見ることができませんでした。

今回の提案につきましては、これまでの議論の経過を踏まえ、さらに市長選挙、年末年始を控えていること、また一般質問では、政策に係る部門が大部分を占めることなどを勘案しますと、市長が欠けた状態のときより在職時のほうがよりよい答弁となるのではないかとの判断をいたしました。

よって、会期日程については、お手元に配付いたしております別紙のとおり、定例会の会期を本日9日から1月23日までの46日間とする案を提案するものであります。

本案に対する質疑を開始いたします。

〔22番「議事進行」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

改めておはようございます。

今議長からる説明がありましたけれども、従来、定例議会で日程を決める前に、12月定例会に付議される事件議案ですね、そういったことも考慮して、議会運営委員会に議長が諮問するわけですけれども、その諮問を受けて、今回、4回にわたる議会運営委員会を開いてきましたね。そのとき、議長が諮問した内容は何なのか。きのう議会運営委員会で確認したこととは中身が変わってきますので、1つは議長に、議会運営委員会に諮問した内容、あるいは一致を見なかった点、あるいは一致した点、それは議長も出席されておりましたので、議会運営委員会の状況はつぶさに御承知だと思います。そういった意味では、その中身については、議会運営委員長の報告を求めるとというのが当然ではないかと思っておりますけれども、どうしてそれは求めないんですか。諮問した内容と、委員長に報告を求めないその理由について、明確に述べていただきたいというふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてお答えいたします。

議会運営委員長の報告をなぜ求めないのかということでございますけれども、会期日程につきましては、議会運営委員会に諮問いたしましたけれども、全会一致という結論に至らなかったところでございます。この会期日程が先決権ということございまして、委員長から答申を受ける場合には、議会運営委員会で全会一致という結論に至ったときは委員長の報告を受けます。しかし、きのう、全会一致を見ることができないということで、私が会期日程の諮問を引き取り、本日は提案させていただいているところでございます。

それと、議会運営委員会に提案させていただいたものにつきましては、付議事件、これにつきましては執行部から3件の、執行部は執行権のほうで提案されているものでございます。この付議事件に対しての審議順序、委員会付託、これについては、議案番号順、それと、委員会付託をするということは一致を見ております。

また、あとの諮問に関しましては、会期日程が決まらなければ決定することができないということで、会期日程が決定次第、議会運営委員会を開いて協議をいただくということで皆さんには御了解をいただいているんじゃないかと思っております。

以上です。

〔22番「議長」〕

22番、議事進行ですか。

[22番「はい」]

○22番（平野邦夫君）

きのうの議会運営委員会の確認事項と違うじゃないですか。きのうの議会運営委員会で確認したことは、議長は会期の提案は議長の発議だと。しかし、会期をどうやって決めるかということになりますと、執行部からの付議事件、議案がどれだけあるのか、議案の中身はどのようなのかと。ですから、ここに、議会運営委員会に諮問した内容というのは6項目ありますよね——7項目ありますよ、追加議案まで。これらを十分審議した上で、会期が何日間にふさわしいという裏づけになっていくわけですね。ですから、きのう議会運営委員会で論議した内容で、7項目のうちに会期の日程については全会一致を見なかったけれども、その他の案件については、報告も受け、そして、論議をしたじゃないですか。あるいは一般質問通告者の数15名、項目、順序も決めると。この間、議会運営委員会に議長が諮問した内容については、一つ一つ論議を重ねてきたわけでしょう。そういった重ねた上で会期の日程というのは全会一致を見なかったと。そこまで議会運営委員長の報告を求めて、そして、改めて議長が全体の状況をつかんだ上での発議と言われるのであれば、何日間にふさわしいという議長提案でやるんだと。ここまでのきのう議会運営委員会で論議していて、どうしてそれを覆すんですか。一事不再議という原則もあるでしょう。そこは明確にさせていただきたい。（「一事不再議の原則といっても、議会で議決したことを守らん議員もいらっしゃいます」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。会期日程については、諮問をいたしましたけれども、全会一致を見ることはできないと、なかなか4日間も議論をしていただいて決定を見ることはできなかったということで、私を取り下げたと。しかし、この会期日程については先決問題でございます。会期日程を決めて、あとのことをいろいろ協議していくということで、この会期日程が決まらなければならないということで、本会議に諮るということで、議会運営委員会では全会一致を見たんじゃないかなと、私はそういう認識を持っております。どこにそれが違っておると言われるんですかね。

[29番「議長、議事進行」]

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

もし、今平野さんが言われるようなことで一致すれば、じゃあ議長が提案して、それを賛否をとって、あと今まで審議してきたことを委員長にさせていいじゃないですか。させることはやぶさかじゃないですよ。

私が思うのは、3日間、4日間議運をやって、議運というのはほとんど代表意思権ですけ

どね、代表が集まってするんですから、そこで一致しなかったのはなるだけここでせんがい
いだろうと。よりみんな丸くいくんじゃないかと思えますけれども、そういう議運の姿勢が
あれば、議長が今提案して、それはそれでとって、あとの内容については、じゃ委員長にさ
せていいじゃないですか。ほかの人も経緯を聞きたいですよ。それでよかったですらどうぞ、や
られたらいかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

29番議員の議事進行については、まさにそのとおりだと思います。議会運営委員長、副委
員長とも、きょうも早朝からいろんな協議をしまして、そういう意見の一致は見ております。

ですから、きのうのあれと違うと言われるのは、やはり心外じゃないかと思っております。
30番谷口議員、質疑は自席でどうぞ。

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

最初、議長が質疑を開始しますと言われたから手を挙げたんですよ。しかし、議事進行が
先だからね、私は黙っておりました。

大事なのは、私が言うのは、例えば、今の議長が議運にお諮りしている中で、こういう日
程等については、いわゆる全会一致を見なかったから、議長に差し戻しがあったから、それ
についてはこういう手配をしたと、そこまではいいとですよ。私はそれ以上のことは言いま
せん。

大体、私が思うのは、議長は質問がある方は一般質問の通告を出しなさいということが来
て、私たち出しましたよ。で、結局、いろいろ論議の中でどういうことかわかりませんけれ
ども、市長が不在だから、市長に対する質問は、それは当然できないですね。しかし、市と
議会は違うんですよ。執行部と議会は違うんですよ、おのずから立場が違うんですよ。しか
し、もちろん市民のために言わにゃいかんことはきちんと言わにゃいかん。定例会は、一般
質問は議員の権利だけでなく、当然1年間に1時間半の一般質問の持ち時間と、さら
には4回しかないんですよ。しかも、そのうちの30分が質問時間とすると、わずかに2時間し
か1年間にないんですよ、議会のいろんなことを質問する権利が。それはそれで定例会ご
に行うというのは、単に議員の権利だけでなく、その期間はテレビ、マスコミ、いろい
ろな方が入って、市民の方々はその議会の論議の中で議会、市の動きを知る方もたくさんい
らっしゃるから、いわば市民に対する義務でもあるわけですよ。そういうのが一步譲って、
仮に、そんなら1月に延ばすけん、1月でいいじゃないかとおっしゃるかわからんけれども、
考え方次第ですね。私が言うのは、私は12月に聞かなきゃいかんことだけを質問していま
すよ。（発言する者あり）市長は関係ないですよ。（「市長がおらんのに」と呼ぶ者あり）教
育長もいる、学校教育でも、もう子どもたちが現実には青陵中学校、小学生は中学校に受験を
受けにゃいかん、そういう子どもたちの指導の問題とか、いっぱいあるわけですよ。そうい
う問題についても、きちっと聞きたいとって通告を出しています。病院の問題は、私は1

行も出していません。それはなぜかという、それぞれの立場で質問なさるからです。目の前に絶対必要なものを出しているのに、なぜこの日程表をこのまま採決になるとすれば、来年の1月13日からの質問しかできなくなるわけですよ。そんなら、議会の議員のいわゆるそういう発言権を無視して、市民に対する責任も放棄したことになるんですよ、こういうやり方をすれば。（「詭弁じゃない」と呼ぶ者あり）これは詭弁であろうが、私はそう思っていますから。（「詭弁で認めようやんね」と呼ぶ者あり）それはそういう人の言うことです。問題は、基本は、そういうふうなルールをきちんと守った上で、例えば、議長が日程をされるのはいいけれども、この日程表を見るまで私は気づきませんでしたよ。当然、市民としての権利、そしてまた義務を、また議員の人たちを守らせてもらおうと、そう思っているわけですよ。

それに対して、議長はどうお考えかですね。質問は議長にせろということですから、あえてします。再質問を利用します。

〔29番「そしたら、議長、議事進行が先よ。さっきの話はどうするんですか。平野さんの言いんさったけん、賛成して、議長が……議長、29番」〕

○議長（杉原豊喜君）

ただいま30番谷口議員の答弁をして、議事進行を次に受けたいと思います。

発言を無視したりしておりません。また、一般質問を阻止したりとか、やめさせたりとか、そういうあれも全然しておりません。いろんな今までの議会運営委員会と協議の中でも、先ほど申しましたように、12月定例会においては、一般質問をどのようにするのか、また、そういった協議から入ったところでございます。他市のこういった状況の事例等を見ましても、市長不在のときには一般質問は行われていない自治体が大半であるという、そして、このようなことを踏まえ、一般質問は見送ったらどうか、また、行うのであれば、一般質問は市の基本方針等にかかわる部分や政策に係る部分が大部分であり、執行部からよりよい答弁を引き出すためにも、新市長が12月28日には誕生するので、市長在職のときにしたがよいのではないか、そういった意見等も出て、そういった意見を総体的に網羅して、こういう提案をさせていただいているという状況です。

〔30番「議長、待ってくださいよ。きちんとそれは大事なことですから、言わせてくださいよ。よろしいですか」〕

ちょっと待ってください。議事進行が早いわけですから。

〔30番「何で、答弁に対して質問するわけですから」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私が言うのは、とにかく政治は動いているわけですよ、刻々と。だから、市長がいないから、その間、市に対して質問も何もできん、あるいはそういうのができんというのがおかし

いわけですよ。もちろん、議長は心得ていらっしゃると思います。ただ、問題は、そんなら何で12月の議会では質問できませんけれども、1月になって質問することだけ出してくださーいとは言わんのですか。一般質問はですよ（「決まってない」と呼ぶ者あり）決まってない。一般質問通告書により質問を12月にさせてくださいよ。非常に重要な問題が、12月に聞かにかいかん問題があるんですよ。中小企業の方々、商売の方々、いっぱい年末で大変ですよ。そういう問題に対しては、国とか市の対応とか、そういう問題についてもいろんな質問があるし、子どもたちが進学を前に迷っているんですよ。そういうふうな問題も教育長にきちんと聞かにかいかんですよ。（発言する者あり）ところが、何を言うんですか。一般質問というのは、そういう市政事務全般に対する質問ということですね。いわゆる権限として、あるいは義務としてちゃんと私たちが把握して、今まで、もう本当にみんな着実に誠実に守ってきているわけですよ。そういう発言を制約するようなことを議会でしちゃいけませんよ。ですから、その点についてはもう一回お答えいただきたいと思いますよ。

○議長（杉原豊喜君）

発言を制御するといいますか、無視するとか、そういった意図は全然ございません。

議員は1年間、365日、議会活動、議員活動をしていただいていると思います。それで、緊急を要するような対応については、やはり執行部のほうに出向いていただいて、議員の特権ですので、いろんな問題を提議、提案等もしていただいているんじゃないかと思っております。既決予算内で、そういった今経済状況も大変厳しい状況でございます。そういった中で、緊急を要するような対応は、新しく予算を組むとかなんとか首長不在のときはできません。条例を変えることもできないと思います。しかし、既決予算内で対応できる分は、議員からのいろんなすばらしい提案等をしていただいているんじゃないかと思っております。（「それはおかしいですよ」と呼ぶ者あり）

〔23番「議長、議事進行」〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）

議事進行について議長に1点お聞きしたいと思います。

先ほど平野議員も申し上げましたが、私は議会運営委員会に参加しておりませんので、単純な疑問を議長に市民になりかわってお尋ねします。

これまで、合併して、いわゆる旧武雄市の議会運営に合わせて議事が進められてきました。前任者の議会運営委員長の高木議員が議運の委員長を初年度、2年度されました。これは慣例というよりも、議長が議会の運営について、議会運営委員会に諮って、その議会運営委員長の答申をここでこの議場で定例会ごと報告してこられたではありませんか。それを改選後、吉原議員がこの議会運営委員長として、その議長の諮問の答申を委員長報告ですべて定例会ごとやられてきました。これは単純ですけど、どうして今回の12月定例議会で議長が諮問し

たその答申をなぜ委員長がしないかというのがまず1点です。（「説明あったやん」と呼ぶ者あり）それを今議長が説明しましたが、では、なぜこの諮問を引き取ったかということですよ。ここが問題でしょう。朝になって、委員長、副委員長の了解を得たと議長は言いましたけど、まさに前代未聞ではないですか。紛れもなく議長の発議事項と言われましたけれど、今まで慣例として議会運営委員会の委員長報告をしてきたんですから、粛々とやっていただきたい、これが当たり前ですよ。（発言する者あり）だから、なぜ議長はそれをしなかったかと。自分が引き取って報告をされました。もとに戻してください。これでいいじゃないですか。私のこの議事進行に対する議長の専権事項ですか。

○議長（杉原豊喜君）

先決権。

○23番（江原一雄君）（続）

だから、そういう意味では、まさに奇異ですよ、異常ですよ。今まで、これまで慣例をやってきたのを今回やっていないというのは、まさに異常ではないですか、議会の運営上。このことについて、この責任、私は議長のやり方は正しくないと。やはり議会は執行権を持っている市長側と、議長を代表とする議決権を持つこの議会が車の両輪のごとく前に進むのが市民の負託にこたえる道ではないですか。これが紛れもなくくっついてしまうと、それは一輪車ですよ。だから、そういう意味では、今のこれまでやってきたような議運の委員長の報告はちゃんと報告していただきたい。議長に要請するものであります。

以上です。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

私は、やはりいろいろあっても、議会が丸くいくかなという議長の判断は、私は正だと思いますよ。3回も4回もかけてもまとまらなかったと。だから、委員長報告でなくて、自分が——大体私は議運は認めとらんと昔から言いよったですもんね。それは議長が責任ですから、責任は議運の委員長じゃなくて、議長にある、いつも持ってきますからね。今度議長の判断が悪かったら、議長不信任であなた出ますよね。それはしょんないですよ。議長ってそういうもんですから。しかし、全会派を寄せて、いわば話し合いの組織でしょう。一致しないときもあるかわからんでしょう。そのときはちゃんと議長がそういう状態を見て、少数につくのか、多数につくのか、また中止するか、それはあなたの判断ですよ。だから、私が聞いたのは、もし平野議員がおっしゃるように一致するのであれば、委員長報告粛々受けんですか。私は議長の判断がこういう状態だから、なるだけ受けんで、自分が全責任をとろうと思われてしてもいいですよと思いますけれども、もし報告させないで、何か臭いものにふ

たに見えるのが嫌と思うなら堂々とさせますかと議事進行をさっき出したんですよ。諮ってください。

○議長（杉原豊喜君）

23番議員と29番議員に答弁する部分は一緒だと思いますので、（発言する者あり）ちょっと静かにしてください。答弁中です。

先ほど申しましたように、十分な話し合いにより、できる限り全会一致で結論が出ることを私も期待して、やはり30名の議員さんの武雄市議会だと思います。そういった中で、やはり全会一致と、今までも全会一致で来ていただいたと、そういったことで、どうにか歩み寄りをとということをお願いしてきました。そして、4回も議会運営委員会を開催していただいて、本当に議運の皆さん方にも苦勞をかけたんじゃないかなんかと思っております。

こういったことを踏まえ、昨日の議運で、一応私が諮問している会期日程等について引き取らせていただくということで、議会運営委員会では全会一致を見ていただいたと、私はそのように認識しております。

ですから、こういった対応を、もう本当に今までも武雄市議会ではあったかもしれませんが、私もこういった例を調べさせてもらいましたが、もうほとんどないという状況で、戸惑っている面もございますけれども、こういった案で提案をさせていただいている、議員各位には御理解をいただきたいなと思っております。

〔30番「議長、30番、質問3回目」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

仮に百歩譲って、仮に議長がこういうことについてお諮りするということについては、例えば、それがそういう立場であれば、これはやむを得んと仮に仮定いたしましても、いわゆる採決については、あらかじめ案ですから、あくまで案ですから、配ってあるんですけれども、こう見ると、議案研究というのが、私はそんな8日も1週間も10日もかかるような議案の内容ではないと思いますよ。するならば、本当に年末にかけて、例えば、市長の専決処分の承認なんていうのは、その日でも、瞬間でもできるわけですから、例えば、そういう問題は日程の組み方に、議案研究って今まで聞いたことないですね。こんな長くかかる議案だったんですかね。

それからもう1つ、さっき言いましたように、いわゆるお諮りされるならば、例えば、一般質問は12月の間に必要なものは、12月議会の期間内に聞いてくださいという日程を組んで諮られるならば、それは2月までであろうが、3月——3月じゃだめですね、定例会ですから。そういう日程が長くなるのはやむを得ませんけれども、ずっと休会で、何か選挙のために日程組んだような、そういう感じは私はちょっと残念ですね。

ですから、そういうふうな問題については、やはり一般質問はちゃんとさせて、そして、

日程内でできるじゃないですか。もうそんなに長くかからんで、ものの2週間あれば十分12月議会は終わるわけですから、表現はおかしいですけども。そのかわり集中的に審議して、夜12時までやったっていいじゃないですか、時間がかかるならば。何も40日間なんて異例の組み方というのは、やっぱり今までの議会のやり方からして適切じゃないような気がしますので、いわゆる日程の諮り方について議長としてどういうふうにお考えか。このままでされるなら、本当に質問権の侵害ということになりますし、そういう問題としますので、その点についてお諮りを、議長の答弁をお願いします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

議案研究の日程が長いということですけど、これは議員各位の個々の問題であって、これは勉強されてもいいし、いろんな地域の実情等を視察されてもいいんじゃないかと思います。これは議員の個々の問題だと思います。

そして、先ほど申しましたように、緊急を要すること、一般質問だけが議会活動じゃないと思います。緊急を要するとか、いろんな対応等が早急に必要と、既決予算内でできる部分は議員から各担当部のほうにも御提案をいただいて、いろんな話し合いを進めていただきたい、これは議員の特権だと思います。

質疑をとどめます。

討論を開始します。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

改めて討論したいと思いますけれども、本会議に議決を求められる、これはすべて議案質疑、討論が前提になっているわけですね。それほど議会での発言、質疑というのは大事だと。いわばこれまでの会期日程に関する討論、質疑というのは、ほとんどこれはあっていませんでした。それほどまでに今度の12月の定例議会の日程の組み方というのは、極めて意図的だと指摘をせざるを得ません。本来ならば12月、当初は2日開会と、25日に議案配付と。それでずっと準備がされてきたと。それが9日開会になってきたわけですけども、その主な理由は、結局一般質問をどの時点でするかという問題ですね。これは先ほども質疑の中でありましたように、今市民の置かれている暮らしや、あるいは経営状態、極めて深刻だと、危機的な状況だと。これは伊万里の大きな工場ですけども、500人の雇いどめが12月に行われる。県内600人の派遣社員の雇いどめが行われている中で、伊万里の大きな会社が500人の雇いどめをする。こうなると、武雄市から通っておられる方もたくさんおられますよね。今ハローワークに行きますと、本当に仕事がない、契約社員の仕事がなくなってしまう、こういう暮らしから見ても、あるいは営業から見ても極めて深刻な時期に、議会での論戦というのは、そういう市民の暮らしに立脚した内容である、この間の武雄市議会の一般質問を見ればまさにそのとおりだと思うんです。緊急を要するものがたくさんあります。

ただ、一般質問を来年にしたいという議長の提案ですけども、これは市長がいないから

と、新しい市長のもとでやるんだと。こればかりが一般質問でもないし、議案質疑でもないですね。既決予算の中でどういう執行状況なのかと。これは議長は担当部署に行って聞けばわかることだと。議会での議員の発言というのはそんなものじゃないですよ。

もう1つは、12月の定例議会というのは、11月に行われた一般会計、あるいは特別会計の決算審査特別委員会がありました。そこでも19年度の決算を通じて問題点のいろんな指摘もあっています。これを踏まえた上で、じゃあ来年度はどうするかと、政策的な判断では市長職務——正式に何ですか——職務代理者ですね、失礼しました。職務代理者が答弁できる内容、それはおのずと限界があるかもしれません。政策的な展開はできないかもしれません。しかし、この間の予算執行の中で、問題点の指摘があればそれはただしていく、これは当然職務代理者の責任の範囲内でやれますね。もう1つは、市長がいないという前提のもとで一般質問を組み立てるときに、おのずと限界を踏まえた上で質問者は質問をする、新しい政策展開は次に回そうと。これは質問をする議員の側の権利でもあるし、またそういう見識といえますか、当然出てくるわけです。そういうことを考えてみますと、これまで12月定例議会の中で開会があり、あるいは議案研究があり、そして、直ちに1週間後には一般質問が始まる、こういう従来の定例議会のルールといえますか、これを大きく踏み外した今回の46日間の提案というのは、市民の暮らしや営業、そういったものを全く考えられていない、あるいは議会の役割が軽視されている、議会制民主主義の根幹にかかわる問題だとあえて指摘をせざるを得ないところであります。

そういうことを指摘をした上で、今回の議長が提案した46日間、単に市長がいないからと、新しい市長のもとで一般質問を保障すると。しかし、これは発言の通告というのは議員の側の権利であり、義務でもあるわけですね。これを議長が許可しないと、来年に回す、これは横暴な議長の態度だと言わざるを得ないというふうに思います。

以上のように指摘をして、今議長から提案がありました12月定例会の会期の日程、46日間というのは、全く市民を無視した内容だということを改めて指摘をしまして、反対の意見いたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

私は、議長の提出をされました日程案について賛成で発言をさせていただきたいと思えます。私は、市民のごく常識的な範囲から発言をしたいと思えます。

今武雄市は市長不在という大変厳しい緊急事態になっております。そういう中で、行政の一方の柱である議会が今開会をされようとしております。したがって、この議会にかけられる市民の期待、信頼というのは大変大きなものがありますし、また、その信頼を裏切ること

は大変大きな市民に対しての裏切り行為というふうになるわけでありませう。

したがって、今一般質問の問題で平野議員は質問権の範囲であるということでした。私は今の状況の中で、一般質問を先に持ってくるのか、後に持ってくるのかというのは、実は余り大きな問題ではないというふうに思うのであります。私は今一番問題なのは、市民的に言えば市長を早急に選挙によって選任をする、その新しい市長のもとで、議会で議論をするというのが当然でありますし、市民の皆さんもそういうふうに思っておるわけでありませう。

緊急事態があったらどうするかという話であります。幸い、議長の提案では、来月の1月23日までということで、実質的に開会をされているわけでありませう。緊急事態、いろんな条例予算等が緊急に必要な場合は、直ちに招集というか、日程を変更して、本会議、あるいは常任委員会を開催することができる、まさに緊急事態に直ちに対応できる日程というふうになっておるわけでありませう。

問題ではありますけれども、そういう意味では、やはり今の状況を考えると、やはり一般質問その他は新市長に対して実際行うのが市民の皆さんの声でありますし、また、私どももそういう立場で質問をしたいということで通告をされている方もいらっしゃいますので、その点についてはぜひこの案で十分ではなかろうかというふうに考えます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、議運の吉原委員長を初め、多くの方々の努力、そういうものに対して、感謝をしているし、御苦勞を多としております。しかし、問題は、せつかく議会運営そのものが、本当に議会の今回の事例は極めて異常な事態ですよ。本当に肅々とルールに従って、あるいは今までの議会の運営のそういうやり方に従って行われてきたものが、今度こういう形で曲げられているという表現はおかしいですけれども、変わったということは非常に残念です。

反対理由を4つ上げます。

1つは、まず執行部が、新市長がないから市長に対する質問、そういうものについては1月、新しい市長が決まってからしたほうがいいじゃないかというような根底からこういうふうな組み方になったということを今論議の中で明らかにされました。しかし、現実問題として、市長がおろうが、おるまいが、武雄市は存在するわけですよ。古賀副市長が責任者としておるわけですから、市の行政はどんどんどんどん生き物ですから、進んでいるわけですよ。そういう状態の中で、じゃ異常な事態が起こったとき、市長がおらんから質問を何もされん、対応できんかというところじゃないわけですから、そういうものは論外です。

もう1つは、何も議会の一般質問は、市政事務に対する一般質問ですから、ですから、教育長に対しても、あるいはそれぞれのいわば病院の問題、何でもいろいろ、いわば市長で答

弁できないものだってある、おっても答弁できない問題もあるわけですから、そういう問題については、きちんと肅々と、そのために議会は定例会ごとに一般質問をするという形の中で、少なくとも武雄市議会ではそういう形をとってきている、それが問題としてこういう形になるというのは、私は質問を認めてくれと言っているから、それについては、それは当然のことですと言うだけです。ただ、問題は質問の時期が、これ第2点です。

第2点は、これは質問に対しては、先ほど私が質問の中で申しましたように、議会の一般質問というのは、実際武雄市は本当に議会の、あるいは議員の質問点というのを大事にして、1時間半という長い時間をとって、しかも、3カ月に1回しかないわけですから、その1時間半の中に質疑応答を含めて1時間半です。しかし、答弁を入れますと、実質的な質問時間は、いわば内容にわたる質問時間は30分ですね。それを年4回ですから、2時間しかないわけですよ。2時間の貴重な時間をやはりそれぞれ3カ月間しっかり勉強し論じた中で、議会はそれで市民の気持ちを訴えているわけですから、その貴重な質問をする、いわば権利と申しますか、当然のことですけれども、同時に、武雄市の場合はテレビも入り、そして、市民の方々にリアルタイムで本当に議会の状況等を市民が知る一番の、唯一の機会だと私は言ってもいいんじゃないかと思います。貴重な機会。その機会は失うことはできないわけですよ。しかもそれが、要するに12月は12月の議題、3月は3月、6月は6月、9月は9月、それぞれの時点において刻々と移り行く市の状況、あるいはいろんな問題について分析して論議をしていくのが議会の責任でございますから、当然です。

ところが、今度は一つ、二つ大きな間違いが起こっています、この市政の中で。というのは、この案でいきますと、実際は議会の一般質問は1月13日か15日まで行われると。しかも、議運では抽せんまでしてあると。しかも1月13日から14日、15日ということで抽せんしてあるわけじゃないわけですよ、議運の話を知ると。それは当然、いわゆる議会在12月に質問がある場合でも、順番だけは決めておこうという、それくらいの議会運営委員会の配慮で、抽せんして順番も決まっているわけですよ。それが、例えば、12月にどうしても聞きたい問題が出てきたらどうするんですか、緊急質問でいいということを説明されましたけれども、そんなら、ほかの通常の議会の中でも、大事なことだったら、緊急質問、ほとんど緊急質問を認めたケースは余りないですね。いっぱいありましたか、今まで。私も長い経験の中で、緊急質問はなかなか認められない、そういうふうな状況の中でも、この一般質問だけはどんな発言でも市民の立場たる発言は認められてきているわけですから、そういう状況を実際に、先ほど、いわゆる平野議員も発言がありましたように、私も質問で申しましたように、今の非常に厳しい経済情勢の中で、中小企業、あるいは零細の商工業者の方々が非常に越年の問題、いろんなことで苦慮されている、それに対して市はどのような対応をとるか、あるいは緊急融資対策とか、国がやっている方法と市の連携がどのようなふうに通商観光課、あるいはそういう問題をやっているかという問題についても、きちんと質問をして、そして、市民の

方々にこういうことがあるということをはっきりわかってもらうための、そのための機会が12月の定例会なんです。それを1月にして、過ぎてしまってから質問したって意味がないわけですよ。そういう大事なことを論議をする機会を失うということはおかしいじゃないかと。それはいろいろそういう質問をしなくてもできる人はいるかも知りません。しかし、それは大事な問題だということをおきたいわけですよ。

ですから、市民の議会の議員としての権利と同時に、これは市民に知らせるための義務でもあるわけですよ。そういう権利も義務も、そういうものをいわば抹殺するという表現はおかしいですけども、結果としてはできなくするということが本当に議会の良識なのかと。あるいは、そういう決め方が適切なのかどうか。決めるならば、議会の一般質問の日程を議案研究の中に入れて、そしてやれば全部2週間以内に議会は終わりますから、議会の議案の内容から見ても、今までの慣例から見ても終わりますので、本当に粛々としてそれを行った上で新しい新年度に向かって取り組みをしていくのが必要じゃないか。

そしてまた、新しい市長が決まったら、どなたに決まるかわかりませんが、決まったら、それこそ緊急質問をしたり、あるいは代表質問をするような形を、新しい議会に、臨時議会だと一般質問できませんので、臨時議会ですらそういうやり方を議会で決めてやればできるわけですよ。それができなければ別ですよ。新しい市長が決まったら、決まったところで市長の市政に対する施政方針と同時に、国会でいう施政方針に対する質問と同じようなことを議会は新しくそれを論議してみんなで決めればできるわけですよ。そういうことまでやらないで、いわゆる一般質問を先送りする形でというのは、詭弁にすぎないと私は思います。

そして、もう1点大事なことは、今の議会のあり方については、本当に私は憂慮すべき点があるような気がいたします。しかし、これは議会のそれぞれの見識の問題です。質問の中で、もしどういふことで議会論議がいろいろ騒がしくなったらどうかとか、そういう混乱は、議会の中でどんな論議をし、テーブルをたたいての激論があったにしても、それは議員として見識を持ってやる以上は堂々と胸を張ってやれることなんですよ。

ところが、問題は、それが泥仕合に見られるとかどうかというのは、それは見る人の考え方であって、堂々と粛々とやれば、それは何も恥ずべきことじゃないんですよ。ですから、私はそういうことをきちっとやるためには、いわゆる議案がこういう形ではなくて、もう少しそういう点を考慮した形の中で議案を出されたら、私はいわゆる、例えば、会期の日程についても私はどういふ変更をするか、あるいは議長の考えで提案されることについてもやぶさかでないと思いますけれども、こういう仮説であれば、各論については問題があるので、あえて反対をせざるを得ません。

そういうことで、以上、私の反対討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

私は賛成の立場から討論をしたいと思います。

今、谷口議員のお話を、反対討論を聞いておまして、あたかも決まったような話で、ちょっと疑問に思うわけですね。まだ採決も何にもしていないのに、まだ決まっていなくていいですね。そういう中で、あたかももう決まったような話をされますけれども、それはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思っております。

それと、確かに今の経済状況かれこれを見ますときに、非常に厳しいものがあります。それは、さっき議長が申されましたとおり、やっぱり個々の議員活動の中でもできるんじゃないか、緊急を要するときには教育長なり、あるいは副市長なり、執行部の方、たくさんおられます、優秀な方が。その人たちにお尋ねをいただいて、新しい——28日ですか、投票日が。28日ということが決まっておりますので、新しい市長のもとで、新しい気持ちで質問をして、今後の武雄市のためにいかにするかということを考えながら質問をしたほうがいいと、私はそう確信をしております。

それともう1つは、議運で4日間の議会運営委員会をしていただいて、結論を見なかったという話で、こういうふうな問題になっておりますけれども、なかなか今の状況では難しいようですので、それはそれとして、さっき平野議員がおっしゃったように、議運の委員長に今までの経過をお話をされた方がいいんじゃないかという話もありましたけれども、それをもしやるとすればなかなか難しい、いろんな問題が出てくる可能性があると思うわけですよ。

そういうことで、今回は議長に差し戻したということで、議長の案に私は賛成をしたいと思います。どうか皆さんよろしくお願いします。

〔23番「議長、23番。反対」〕

○議長（杉原豊喜君）

23番 江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、日程第1．会期の決定について、議長から提案されました12月9日、きょうから来年の1月23日までの46日間の会期日程について、反対の討論を申し上げさせていただきます。

先ほど賛成討論がありました。新しい市長のもとで、新しい気持ちでと申されました。この発言は、私は市議会の条例に基づいて年4回、3月、6月、9月、12月に招集をされて、これまで議会が、定例会が運営されてきました。

当初、先ほどの反対討論でもありましたが、もともと11月25日に議案配付をし、12月2日から12月の定例会が始まる、終わりが25日まで、これがこれまでの、いわゆる予定されている議事日程の執行側の思いではなかったでしょうか。

ところが、11月21日に市長の辞任を議会が議決いたしました。紛れもなく、執行権者である市長の辞任によって、その一方であります議会の議決権を担う私どもが市長の辞任によっ

て振り回されているのが実態ではないでしょうか。

私は、そういう意味では、ここに現にいらっしゃるように、古賀副市長が市長の辞任以来、武雄市長職務代理人として職についておられるではありませんか。以前、山内町議会で平成14年に、当時の町長が健康上を理由に本会議に出席できない、そういう緊急事態が発生をいたしました。市長の辞任とはちょっと違いますけれども、すぐさま職務代理人助役がその兼任を、重責を担っておられました。

私は、今回の定例議会が紛れもなく古賀副市長を先頭に執行者として現に執行をされているわけですから、私ども12月のこの議事日程について一般質問等を来年に引き延ばすというのは、紛れもなく理由はないと断ぜざるを得ません。

先ほど、新しい市長のもとで、新しい気持ちで定例会を進めようと言われました。そこに何らかの意図があるのではないのでしょうか。そういう意味では、紛れもなくこの議事日程は非常に恣意的で、それを議長の権限としてこういう46日間の議事日程を発表し、提案をされております。私はこの思いは議長の運営について、先ほど私、議事進行でも申しましたが、本当にこれまでの慣例、議会はやはり一つの方法として、そうした手順を踏まえてやってきたのではないのでしょうか。それがあたかも非常に無理難題を今回の議事日程は押しつけている、そう断ぜざるを得ませんので、私はこの46日間の議事日程に反対の意見を表明し、反対討論といたします。

〔19番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）

ただいまの反対討論の中に、私が言ったことに対して、何らかの意図が含まれているんじゃないか、推測の域を出ていないわけですね。この辺のところの処理はどうされるのか。私にとっては非常に心外なんです。意図とは何ですか、意図とは。その辺について、議長に精査をしていただきたいと思います。（「失礼かばい」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの19番山口議員の議事進行についてでございますけれども、先ほど討論の中で江原議員が意図があるのではないかということでは言われました。発言の中には、憶測とか風評に基づいた発言は厳に慎むべきだということが議員必携の中でも、会議規則の中でもうたわれております。ですから、この憶測に基づいたとか、風評に基づいた発言は、以前からも議員の皆さんにお願いしてきております。そういったことで、江原議員、この意図があるというのは削除されるのか、それとも意図というのを……（発言する者あり）（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時58分
再 開 11時

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

11時15分まで休憩します。

休 憩 11時
再 開 11時19分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行についてでございますけれども、意図があるということではなかったけれども、今回の会期日程等につきましての御提案には意図は全くございません。また、憶測等での発言というものは、いつも会議で申しております議員各位が十分注意をしていただいて今後発言をお願いしたいと思います。

議事を進行します。10番吉川議員

○10番（吉川里已君）〔登壇〕

議長の提案されました会期の日程につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

一般質問とは、大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきものというふうにされております。このことは、ここにおられる議員各位、先ほど反対討論された23番江原議員も大先輩として十分御理解をされておるものと思います。このことは議員必携にも書かれておるわけであります。

所信表明を求めるこの一般質問、つまり、執行部の姿勢を求めるものでありまして、議長が提案する案件に対しましては、まさに正論であるというふうに申し上げたいと思います。武雄市長の辞任に伴う出直し市長選挙が目前に迫っている今、武雄市のかじ取り役が不在の今、最高の武雄市の責任者が不在の今日、議会の一般質問は市民にとっても、市政にとっても全くなじむものではございません。古賀職務代理者や各担当部長がいるのではないかと、いう意見もございしますが、これまでの一般質問の中身を見ますと、その約6割が市長答弁であり、政策決定に関する答弁が非常に多く、代理者での政策判断には非常に無理があるものと思います。今回の不在のままの一般質問を求めるということになると、質問者と答弁者がかみ合わずにほとんど機能しないように思うわけであります。また、全国を見ても重要なこういった市長選挙の直前の一般質問が行われた例は、これまで聞き及んだことがございません。

我々はいささかも一般質問を拒否するものではありません。最高責任者である新市長が誕生した後にやると言っておるわけであります。

議員各位の良識ある御判断をお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。会期日程の決定について採決をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9日から1月23日までの46日間といたしたいと思えます。本案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本定例会の会期は、本日から1月23日までの46日間とすることに決定いたしました。

ここで議運開催のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時23分
再	開	11時49分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。再開いたします。

ここで付議事件の審議順序及び委員会付託の要否、一般質問の質問順序、決算審査特別委員会の報告、決議の取り扱いについて及び議事運営について議会運営委員長に報告をさせます。21番吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さん大変お疲れのところ御苦労さまでございます。議会運営委員長の報告を申し上げたいと思えます。

議会運営委員会は、先ほど議長のほうからもお話がございましたとおり、11月21日、11月26日、11月27日、先日の12月8日、そしてつい先ほど、5回にわたって委員会を開催したところでございます。

そのようなことで、平成20年12月武雄市議会定例会の招集に基づきまして、議会運営委員会を開き、運営等に関し協議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

この報告は、議会運営委員会で全会一致した報告でございます。本定例会において審議されます議案等は、先ほど議長から上程になりました事件決議議案1件、条例議案3件、それに議員から提出されました決議1件の計5件でございます。

なお、追加議案として、条例議案、事件決議議案、人事案件及び補正予算議案が予定をされております。提出された時点で議会運営委員会を開き、協議していくことになりました。

そのほかに、9月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました企業会計、一般会計及び特別会計の決算認定議案12件につきましては、一般会計等決算審査特別委員長及び特別会計等決算審査特別委員長から、それぞれ審査終了の報告が議長あてに提出をされておりますので、1月16日の議案審議の最初に報告をいただき、本会議においてお諮りすることになります。両決算審査特別委員長におかれましては、よろしくお祈りを申し上げます。

でございます。

以上の件について協議いたしました結果、審議順序は、決議第1号については本日の議題とし、委員会付託を省略して採決を、他の議案の審議順序は議案番号順に行い、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次に、一般質問は15名の議員から通告があり、質問順序の抽せんの結果はお手元に配付のとおりで、抽せん番号順に1月13日から15日までの3日間で5名ずつとし、いずれも午前9時開議とすること、また、質問時間については、答弁を含めて90分であります。

以上のとおり、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、18番大渡議員、19番山口昌宏議員、22番平野議員の以上3名を指名いたします。

日程第3．議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告は、お手元に配付いたしております文書をもって報告にかえさせていただきます。

日程第4．市長職務代理者副市長の提案事項に関する説明を求めます。古賀市長職務代理者

○古賀市長職務代理者副市長〔登壇〕

平成20年12月武雄市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました条例議案等について、その概要を御説明申し上げます。

このたびの任期中途における市長退職につきましては、市民の皆様には多大な御迷惑をおかけすることに対し、深くおわび申し上げます。

私は、市長の退職に伴い、先月22日から市長の職務を代理しておりますが、後任の市長が就任されるまでの間、市民の皆様には御迷惑をかけないよう職員一丸となって業務を遂行してまいりますので、議員の皆様には御協力についてよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしております条例議案について御説明申し上げます。

一部改正条例3件を提案いたしております。

「武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用条文の整備を行うものであります。

「武雄市税条例の一部を改正する条例」につきましては、平成20年度税制改正に伴う寄附金税額控除の対象となる寄附金等の拡充を図るため、改正するものであります。

また、「武雄市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、手数料の免除に係る関係法律の一部改正等に伴う改正とともに、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、来

年2月1日から平成23年3月31日までの間の申請に基づく同カードの交付に係る手数料の無料化について提案するものであります。

そのほか、市長の退職手当の支給に伴う一般会計補正予算について、11月26日に専決処分をいたしましたので、専決処分の承認について提出いたしております。

詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

日程第5．教育長の教育に関する報告を求めます。浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

6月13日の武内小学校を皮切りに、市内小・中学校16校、公立幼稚園1園の学校訪問を行いました。各学校とも、積極的な教育活動の公開、地域との連携を図りながらの地域ぐるみの教育、特色ある学校づくりに向けた努力をしてもらっております。

特に、橘小学校では、11月6日、文部科学省委託の「子どもの健康を育む総合食育推進事業」並びに市教育委員会委嘱の「望ましい食習慣を身につけ、よりよい食生活を目指す子どもの育成事業」の研究発表会が行われ、県内外から多くの参観者を得て盛会裏に終了いたしました。

そのほか、11月13日、山内西小学校・山内中学校において「佐賀県メディア教育研究大会」が行われ、情報メディアを活用した公開授業、11月20日には武雄中学校において、市教育委員会委嘱の「体験活動を踏まえた進路学習」についての中間発表、さらには、11月21日に武雄小学校において「生活科・総合的な学習の時間」の九州地区研究大会が行われるなど、各学校とも特色ある教育活動を公開し、高い評価を受けることができました。

また、スポーツ活動におきましては、10月31日に行われた「佐賀県中学校駅伝競走大会」の男子の部で武雄中学校が優勝し、12月21日に山口県で行われる全国大会への出場を決めるなど大いに活躍しております。

携帯電話等へのメール配信による情報配信システム「学校お知らせメール」につきましては、10月末現在の登録件数は、保護者世帯数に対して100%を超えた学校が10校となりました。今後とも、利用者数の増加を目指し、さらに啓発に力を入れていきたいと考えております。

次に、生涯学習について申し上げます。

図書館・歴史資料館において、11月1日から15日までの日程で開催されました「篤姫展」、同時開催の「篤姫の時代と武雄展」につきましては、県内外から大勢の皆様にお越しいただき、大好評のうちに終えることができました。

こども部との連携・協力により実施した青少年育成事業につきましては、各町の青少年育成町民会議を中心に、市内の小・中学校や関係団体の協力をいただき、学校での学習や地域での活動を発表する「第3回武雄市トムソーヤフェスティバル 武雄の未来へ、「今」…」を11月15日に開催したところ、多数の御参加をいただきました。

また、わんぱくスクール、放課後子どもプラン推進事業や地域活動の日事業等を体験事業として実施いたしております。

公民館活動では、各町公民館とも体育大会や文化祭などの多彩な催しが盛大に行われ、多数の参加者でにぎわいました。

生涯スポーツにつきましては、第61回県民体育大会が10月18日、19日の両日、伊万里市・西松浦郡を会場として開催されました。武雄市選手団452名は、それぞれの競技で健闘し、市の部で第6位という成績を残しました。

総合型地域スポーツクラブの現在の会員数は500名を超えており、子どもから高齢者までがスポーツを気軽に楽しみ、健康づくり・仲間づくり等に励んでいます。また、ボランティア活動にも積極的に取り組み、11月9日に白岩運動公園周辺の清掃作業を行いました。

スポーツ活動では、地域におけるスポーツの普及・発展に寄与された功績が顕著であったとして、山内町ミニバレーボール協会が文部科学大臣表彰を受けました。

文化財保護につきましては、9月23日を中心に「武雄の荒踊り」を初めとする伝承芸能の披露が市内各地の氏神社で奉納され、10月には供日行事として流鏝馬の奉納や七囃子の奉納がにぎやかに行われました。

11月9日には諫早市文化会館で開催された九州地区民俗芸能大会に「大日の皮浮立（橘町）」が佐賀県代表として出演いたしました。

また、普及活動については、8月に続いて11月に2回の「親子史跡めぐり」を開催しました。御参加いただいた方々は、市内各地の史跡を訪れ、改めて郷土の歴史に思いをはせておられたようです。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりであります。

今後とも、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

正午になりましたが、このまま会議を続けます。

日程第6．決議第1号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議（案）を上程いたします。直ちに議題といたします。

事務局長に朗読させます。末次議会事務局長

○末次議会事務局長

朗読をさせていただきます。

決議第1号

暴力団等による暴力の根絶に関する決議（案）

本市議会では、安全・安心都市宣言に関する決議を行い、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに市民生活の安全と平和で豊かな市の発展のために、毅然とした姿勢で反社会的な犯罪組織である暴力団の根絶に向けた取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、これらの取り組みを無視するかのごとく、暴力団の内部分裂に端を発した抗争事件が県内や九州各地において頻発し、善良な市民を巻き込む痛ましい事件が起きている。平成19年11月本市において暴力団関係者から人違いで無関係の市民が射殺されるという市民を震撼させる事件が起きた。こういった事件が起きるたびに、市内では警察による厳戒態勢が敷かれ、市民生活に大きな不安をもたらしている。さらに、現在みやき町においては、暴力団の拠点となるような施設の改修工事が進められている。このような暴力団の行為は、平和で安全な生活を願う市民に対する重大な挑戦であり、断じて許すことはできない。

よって、我々は、暴力団の存在を許さないという強い決意のもとに、暴力のない明るく豊かな社会を実現するため、市民・警察・行政・議会等の強力な結束により、市民の総力を結集し、全力を挙げて暴力の根絶にまい進するものである。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者より趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

それでは、本決議第1号に対する趣旨説明をさせていただきます。

昨年の11月8日、武雄市内の病院において入院患者の方が人違いでけん銃により殺害されるという痛ましい事件が発生をいたしました。

当市議会では、このような暴挙は、安心で平穏な生活を送りたいという市民の願いを踏みにじるとともに、法治国家に対する重大な挑戦であり、極めて憂慮する事態であり、即座に射殺事件の真相解明と銃器犯罪の根絶を求める意見書を提出したところではありますが、今回は三養基郡みやき町で暴力団の拠点となるような施設の改修工事が進められており、このような行為は、さきの意見書ではありませんが、平和で安全な生活を願う市民に対する重大な挑戦でもあり、武雄市としても断じて許すわけにはいきません。

同みやき町では、先日、反社会的な犯罪を引き起こし、暴力団は許せない、安全で安心して暮らせる町を実現しようとの暴力追放宣言が発表されたところでもあります。

当武雄市においても、暴力団の存在を絶対に許さないという強い意思のもとに、暴力のない明るく安全・安心な市民生活を実現するために全力を挙げて暴力団等による暴力の根絶に邁進する決議の趣意書であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。本決議案は全議員によるものであります。

この際、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

採決いたします。決議第1号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決議第1号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は……

〔29番「議長、緊急質問をお願いします」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

緊急質問を許可いただきましたので、いたしますけれども、実は、先日テレビで見ているんですけれども、11月21日の「朝ズバッ！」で、宮本議員が「出来レース」の件も納得いかないと。納得いかないのは勝手ですけれども、「出来レース」とちゃんと発言されているということですよね。これは全国放送なんですよ。これで、さも「出来レース」があるような事実無根のことをこう言われることは大変心外なんですね。

私たちが一生懸命見てきて、いろんな主張をされているときにここでも聞いておりました。しかし、「出来レース」ということは、広辞苑で引いても載っておりませんけれども、武雄独特の言葉かと思えますけれども、でき上がったレース、つまり、スタートと決勝まで決まっているということだと思えますね。そしたら、当然公募もしていますし、これもおかしかったと。選考委員会もしています。これもおかしかったと。議会が議決している、これもおかしいということになりますので、疑いで聞かれるのは結構ですけれども、「出来レース」は解明されていないと、こういうことをされれば、大変議会の信用失墜になると思うんですよ。議長、このことについてどのように思われますか。

○議長（杉原豊喜君）

私、先ほども申しましたように、風評とか憶測、こういったものに基づいての発言は、極力議員という身分がありますので、そこら付近は十二分に御理解いただきたいと、注意をい

ただきたいということで、いつもしております。

ですから、この「出来レース」ということを今言われましたけれども、この件につきましても、私自身も「出来レース」とはどういったものか意味がなかなか理解できないところもあります。ですから、先ほど申しましたように、私自身はもしこれが根拠に基づいてのものであるならば、これは発言もいいと思いますけれども、また風評とか、そういったもので言われるのであれば、これはちょっといろいろと問題があるんじゃないかと、非常にそのような考えを持っております。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）議事進行でしょう。

（「緊急質問」「緊急質問を直ちにどうするかよ」「議長が認めたじゃないですか」と呼ぶ者あり）29番黒岩議員、議事進行でお願いします。（「質問でしょう。これが質問に値する」と呼ぶ者あり）私に取り計らいですから、私が今受けているでしょう、議事進行でいいんじゃないですか。（「議事進行じゃないで、緊急質問で言われた」「休憩、休憩」「議会に関することではないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	12時13分
再	開	12時18分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの29番黒岩議員の緊急質問ということに対しては、緊急質問の動議と受けとめて、対応します。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休	憩	12時19分
再	開	12時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの緊急質問の動議もございますけれども、1時30分まで休憩をいたします。

休	憩	12時21分
再	開	13時41分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど29番黒岩議員の質問は、議長に対する議事進行と思い、私が答弁をしたところでございます。

この件につきまして、6番宮本議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私より謝罪を申し上げます。

先般のテレビ放映におきまして、「出来レース」の件との発言をいたしました。言葉足らずで不適切な表現になり、議会にも御迷惑をおかけしたことをおわびいたします。

〔29番「議長、議事進行」〕

○29番（黒岩幸生君）

謝罪というのは、相手の名誉を回復するものじゃなからんといかんわけですよ。常識ですよ。不適切な部分があったもので、どこがどう不適切だったのか。そんな言い方ないですよ。どこかの総理大臣答弁じゃありませんけど、ちゃんとどこがどうて言わんね。私はちゃんと「出来レース」の根拠がない、事実無根だと。それをあなたが「出来レース」と言ったから、日本国の全部の人が誤解していると。だから、問題だ。議長このことについてどう思うかと言うと、じゃ、「出来レース」じゃなかったと謝罪されたんですか。今んとは何ですか。「出来レース」については一切ございませんでした、間違いでしたという意味ですか。じゃあ、それはそれとして全国にそのことを放送してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	13時44分
再	開	14時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの29番黒岩議員の議事進行について、再度、6番宮本議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私より改めて謝罪を申し上げます。

繰り返しになりますが、先般、テレビ放映におきまして、「出来レース」の件との発言をいたしました。言葉足らずで不適切な表現になり、議会にも御迷惑をおかけしたことをおわびします。今後、発言には十分注意していきます。

以上、どうもすみませんでした。

〔29番「議長、動議」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私が最初から言うように、議会の権威と「出来レース」に対してどう思うかと。自分が信念を持って言われるのであれば、それはそれでいいですけども、事実無根の話を、虚偽のことを言うことは大変だということをお願いしたんですけど、その域を出ませんので、ここ

で宮本議員に対して懲罰動議を提出いたします。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩いたします。

休	憩	14時23分
再	開	16時4分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま黒岩幸生君外16人から会議規則第153条第1項の規定により、議員 宮本栄八君に対する懲罰の動議が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、宮本栄八君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、宮本議員の退場を求めます。

〔宮本議員退場〕

暫時休憩をいたします。

休	憩	16時4分
再	開	16時4分

○議長（杉原豊喜君）

再開をいたします。

事務局長に動議を朗読させます。末次議会事務局長

○末次議会事務局長

朗読をさせていただきます。

議員 宮本栄八君に対する懲罰の動議

上記動議を次の理由をつけ会議規則第153条第1項の規定により提出します。

理 由

平成20年11月21日に放映された、RKBテレビの朝ズバッ！での〔出来レース〕発言など、虚偽の風説流布による発言は、議会の品位を汚すものであり、厳に慎むべきである、と注意した。

また、7月16日の臨時議会での不祥事に対し、杉原議長や吉原議会運営委員長からも注意をされているが、議会に対して謝罪や反省もない。

よって、ここに懲罰動議を提出します。

平成20年12月9日

武雄市議会議長 杉原豊喜 殿

提出者 武雄市議会議員 黒岩幸生 高木佐一郎
川原千秋 古川里巳
末藤正幸 小池一哉
上田雄一 山口良広
浦泰孝 大渡幸雄
樋渡博徳 古川盛義
山崎鉄好 上野淑子
山口裕子 松尾初秋
山口昌宏

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者の説明を求めます。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

宮本栄八君に対する懲罰の動議の提案理由を説明したいと思います。

上記動議を次の理由をつけ会議規則第153条第1項の規定により提出をいたします。

その理由といたしましては、平成20年11月21日に放映されましたRKBテレビの「朝ズバッ！」での「出来レース」発言など、虚偽の風説流布による発言は、議会での審議の枠を大きく越え、議会の品位を著しく汚したものであり、厳に慎むべきであると反省を求めたところでございます。

しかしながら、例えば、どう言いますかね、先ほど申されたことは、言葉の行き違いだとか、あるいはまた、言葉足らずだということで、全く反省の色が見られなかったわけでございます。

また、7月16日の臨時議会での不祥事、つまり、反対討論をして、自分は退席をするなどに対し、杉原議長や吉原議会運営委員長からも注意されております。それは、先ほど事務局長が朗読されたとおりでございますけれども、そういう議長や、あるいは議運の委員長が注意したのに対して、議会に対して何ら謝罪も反省もない、そういうことで、ここにやむを得ず懲罰動議を提出するものであります。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

宮本議員から本案について一身上の弁明をしたい旨の申し出がっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、宮本栄八議員から一身上の弁明を許可することに決しました。

宮本栄八議員の入場を許可します。

〔宮本議員入場〕

宮本栄八議員に一身上の弁明を許可いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私より弁明させていただきます。

私のテレビ取材の立場は議員でなく、一市民であります。発言の6億円の赤字の件、売却損の件、「出来レース」の件、2次医療の件など、病院問題の議論を方向別に簡略化して総称したものであります。「出来レース」の文言はマスコミ報道でも使用されています。また、「出来レース」があったと断定した発言をしたわけでもありません。そのようなわけで、何ら法的な問題はないと考えます。

以上、弁明いたします。

○議長（杉原豊喜君）

弁明が終わりました。

宮本栄八議員の退場を求めます。

〔宮本議員退場〕

これより本案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔22番「議長、議事進行」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

休憩時間中に、懲罰に関しては極めて大事な問題だと。議員活動の根幹に係る問題だということで、慎重に取り計らうように議長に申し入れをしました、口頭からですね。と同時に、事務局に対しては、どういう場合が懲罰の対象になるのかと。それは場所であり、内容であり、あるいは懲罰の対象としてどういう処分があるのか、そこら辺をきちんと皆さんに資料を配るように要請をしておりましたけれども、いまだに来ません。

そこでお聞きしたいんですけれども、地方自治法の第10節、懲罰、懲罰理由とありますね。この134条では、「普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」、「懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。」、会議規則に定めてあるわけでしょう、どういう場合に懲罰になりますよと。懲罰の対象はこうですよ、懲罰の中身はこうですよと。それを示してくださいと事務局に休憩中に言いましたよね。直ちにそれを出してください。

この実例判例の中でいいますと、これは長いところですので、関係のところだけ読みますと、「議会の議員に対する懲罰は、場所的には、議場または議会における議員の言動を対象とし、事項的には、合議体である議会の運営にあたり、議会の品位をけがし、その権威を失墜するような言動ないし議会の円滑な運営を阻害する言動に限定される。」というふうに実例判例では出ていますよね。

ですから、会議規則に定めなければならないという内容と、実例判例に基づいて、今回の懲罰動議が出されておりますけれども、ここの内容をきちんと資料で出していただかないと判断のしようがありませんので、取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

動議は受け付けておりますので、動議は成立しております。

あと、懲罰がこれに値するか、懲罰の内容等については特別委員会を設置して、ここで御協議をお願いしたいと。資料に対しましては、後ほど事務局より皆さん方に提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔22番「議長」〕

22番平野議員

ちょっと待ってください。私にいいですか。

○22番（平野邦夫君）

あなたが責任者でしょうもん。本会議で発言を認めるかどうかは議長の責任でしょう。

黒岩議員が趣旨説明しましたよね。それに対して、質疑がありますかと聞きましたよ。提出者に対する質疑はありますかと。議長、ありますと言ったでしょう。黒岩議員帰って見えましたからね。そうすると、異議ありませんかと言うから、議事進行を出したわけですよね。

○議長（杉原豊喜君）

いやいや、提出者に対する質問を今しているわけですよ。宮本議員の弁明が済んでから。提出者に対する質疑を今受け付けております。

○22番（平野邦夫君）（続）

だれが答弁するかわかりませんが、今指摘した内容については、きちんと説明してもらわんと。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

2点ほどお答えしたいと思います。

懲罰の内容については、当然委員会で審査されるものと思っております。

それから、議会での発言に限られるということでございましたけれども、先ほど私はテレ

ビの内容についてここで議論をしたわけですが、この議会です。だから、その態度を見て、それは何ら反省がないじゃないかということで、この問題をきょう指摘したところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

武雄市議会の会議規則153条、今答弁されました、いわゆる153条の第2項、「前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。」、だから、最初は11月21日のテレビ放映だと。それと、7月にさかのぼっての16日の行為だということが対象だと言われました。ここの会議規則の第153条に照らして、果たして、先ほどの宮本議員の謝罪に対しての事犯が今あったから、これが提出できるんだということなんですか。

〔29番「そうですよ」〕

○23番（江原一雄君）（続）

値するんですか、議長。こういう懲罰動議が。値するんでしょうか、いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、今申しましたように、事件は何月やったですか、11月21日の事件を取り扱いました、ここです。だから、こういうことは、やはり議会の気品を汚すんじゃないかと、そういう意味からも質疑をしました。そうしたら、彼はそれなりに言葉足らずだったということで反省はしましたけれども、それは反省じゃないんじゃないかと。これだけ世の中に、全国放送で流れているのに、もっともっと考えてくれという話をしましたけれども、それが聞き入れられなかったので、きょうのこの問題について、今、私は懲罰動議を出したわけでございます。きょうのことだと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、それは提出者として非常に何かこう、私はよく理解できません。

ここで、153条で言っている議員の活動に対して、いわゆる議会の名誉と議会の品位に対していろいろ定められているわけですから、まして第6章、懲罰という規定に対して、非常に重い措置をするかせんかということになっていくわけですから、慎重に事を取り上げるべきだという意味で、第1の点で今提出者のほうから言われましたが、153条を本当に照らし合わせますと、第2項は前項の動議は事が起こったとき、そういう懲罰に値することが起こ

った日から起算して3日以内に提出しなければならないという重い会議規則があるわけであり、だから、それに対して、ここの議場内でこの問題が該当したかどうかということではないわけですね、提出者が言われているのは、11月21日のテレビ放映の一件と、さかのぼって7月16日の議会での採決の様子、その様子に対する宮本議員の行為に対しての2点の懲罰動議が理由だと言われました。でも、これは果たしてそれがこの動議の提出の、先ほど朗読されましたけれども、該当するののかという意味では、全くこれは提案趣旨の文書には、そういう事柄が起こったということについては、この153条第2項には全く当たらないんじゃないですか。

だから、そういう意味では、この懲罰動議の提出は、これは本当にここで採択をして、可決することは、本当にそれは私はいかがかなということを思います。そして、提出者が先ほどの答弁で言われました。ここでのやりとりで、それが懲罰だと言われました。先ほどの2度の宮本議員の陳謝に対して、それが動議だということでしょう。私はそれは当たらないと思いますよ。陳謝しているのが懲罰の値だということで賛成できないですよ。私はこれは余りにもこの153条、武雄市議会会議規則を逸脱しているということを提出者に申し述べさせていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

あえて答弁しますけれども、事件が起こったのは11月21日ですね。だから、そういうことがありますから、そのことで言ったわけじゃないんです。だから、ここで話をして、このことについて議長はどう思うかと。議長どう思うかと言ったんですよ。議長に聞きました。違いますか。そして、ここで話が起ったんでしょう。だから、言葉足らずだったと言われるけど、そういうものじゃないでしょうと。「出来レース」というのは、ここで話もしました。「出来レース」というのは、やはり公募、それから選考委員、議会の巻き込んですべて決まったのを「出来レース」ということですので、こういう「出来レース」と使うべきじゃないんじゃないかと、話をここでしましたよ。そして、一定の陳謝があったように見えましたけれども、私はそれは陳謝に値しないということで、私が判断して、きょうのことをやっているわけですから、意見があったら討論で言ってください。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうしますと、懲罰よりもっと手前に紀律の問題があります、9節に。それはあなたは御存じだと思いますよ。その中に、改めて私も勉強しますけれども、132条、品位の保持とあるでしょう。「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言

葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」、これは懲罰はもっと重いですから、その手前に紀律という形で議会の品位の保持に規定しますよね。それを見ますと、無礼な言葉、それは解釈が広いと思いますよ。黒岩議員が言ったように、きょうの発言、彼の陳謝はなっとらんということでしょう。きょう起こったことだと。きょう起こったのは宮本議員の陳謝らしきものでしょう——私がらしきものと言ってはおかしいけど。

「議員が会議に付議された事項について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を越えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉をいい、このような意見や批判の発言であるかぎり、たとえ、その措辞が痛烈であったがために他の議員等の正常な感情を反発しても、「無礼な言葉」を用いたものと解することはできない。」と。だから、議員の身分に関する問題については紀律があるし、それをさらにはるかに超えた内容については懲罰になっていくわけでしょう。いきなり懲罰という問題でしょう。さっき江原議員が指摘したように、事が起こったのは11月21日、そして、それをめぐっての発言でしょう。そうすると、懲罰の手前の紀律、その手前には131条では議長の注意の喚起とありますよね。議長はそれぐらいの権限を持っているわけですよ。議会のルールを保持するために、品位を保持するためには。だから、感情的な発言をしてはならないと、相手を威圧するようなね、ということなどを手前に決めて、それでもなおかつ逸脱した場合に懲罰になっていくわけでしょう。その手続からしますと、私は休憩中に議長に言いましたように、議員活動の根幹に係る問題だと。もう1つは表現の自由、言論の自由、そういった基本的な人権に係る問題でもありますよね。そういったことからしますと、手続は間違っていないからとかいうんじゃないかと、懲罰に至る過程、ここをもっと重視をして論議すべき余地があるんじゃないかと。その点では、きょう起こった問題だと黒岩議員は言いますが、そこはどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、きょう起こった問題だというのは、わざわざ7月16日の話もしましたけれども、結局は、反省と言いながら、謝罪は本当の謝罪かと。一番大きなことを言っているんですからね、「出来レース」ということは。それは平野議員は今おっしゃるように「出来レース」は言ってもいいんだということですけども、私にとったら大変な問題ですよ、「出来レース」と言われるのは。だから、そういうことが言われているから、ちゃんと正常に戻すべきじゃないかという質問をしましたよね。そしたら、ただ単純に言葉違いだとか、言葉足らずやったですかね、そういう話でしたので、それだけでは私は反省に値しないと、私は思いました。だから、再度求めましたね、ここで。長時間とったけれども、結果的に何ら出ませんでしたので、じゃあ現状肯定ならばやむを得ないという私の意思で出したところです。

以上です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

懲罰の動議については、その提出とともに委員会条例第7条の規定により懲罰特別委員会が設置されましたし、また、会議規則第154条の規定により委員会の付託を省略して議決することができないこととなっております。

よって、本動議を懲罰特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

なお、お諮りいたします。懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により10人となっております。

懲罰特別委員選任については、後日、代表者会議等を開催して、議長より選任いたしたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 16時26分